

(健Ⅱ207F)

令和2年1月14日

都道府県医師会

感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長

釜 菡 敏

「中華人民共和国湖北省武漢市で報告されている原因不明の肺炎に対する対応と院内感染対策」について（国立感染症研究所、国際医療研究センター）

令和元年12月以降、中華人民共和国湖北省武漢市において、非定型肺炎の集団発生が報告されていることおよび医療機関における院内感染対策の徹底等につきましては、令和2年1月7日付け（健Ⅱ200F）をもってご連絡申し上げました。

今般、「中国湖北省武漢市で報告されている原因不明の肺炎に対する対応と院内感染対策」がとりまとめられ、国立感染症研究所のHPに掲載（下記URLをご参照）されましたので、ご参考までに情報提供いたします。

同ページの掲載内容については、本年1月9日14時現在における情報を基に作成されており、今後、最新の情報を基に変更されることがあるとしております。

なお、厚生労働省においては、原因病原体が新種のコロナウイルスである可能性が高いとしながらも、感染経路、患者の発生状況等について新たな情報はなく、対応に変更はないとするとともに、当該病原体の情報等について引き続き更に情報収集を進めるとしております。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、郡市区医師会、関係医療機関等に対する周知方ご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

【国立感染症研究所 掲載場所】

○中国湖北省武漢市で報告されている原因不明の肺炎に対する対応と院内感染対策

https://www.niid.go.jp/niid/images/epi/PDF/wuhan_200110.pdf

中国湖北省武漢市で報告されている原因不明の肺炎に対する対応と院内感染対策

2020年1月10日

国立感染症研究所 感染症疫学センター

国立国際医療研究センター 国際感染症センター

1. はじめに

中国湖北省武漢市から2019年12月12日から12月29日までに原因不明の肺炎患者の発生が確認されている。この状況についての情報は厚生労働省ウェブサイト「中華人民共和国湖北省武漢市における原因不明肺炎の発生について」(https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_08767.html)に掲載されている。本事例に関する最新の情報には前記ウェブサイトを確認できる。なお、1月9日14時現在、新種のコロナウイルスが同肺炎患者から検出されたというWHOから発表があったが、これら患者全員の原因病原体という確定にはいたっていない。

以下の内容については1月9日14時現在における情報を基に作成しており、今後、最新の情報を基に変更されることがある。

2. 武漢での原因不明の肺炎の疑い例のスクリーニング

- I. 発熱または呼吸器症状を訴える患者に対して、武漢への渡航歴（渡航地域、渡航期間）を聴取する。
- II. 発熱または呼吸器症状を訴える患者に武漢市への渡航歴がある場合には、武漢市内の海鮮市場への訪問の有無、武漢市内での医療機関受診の有無、武漢市内での病人との接触の有無を確認する。

3. 武漢での原因不明の肺炎の疑い例の定義

以下のI-II全てを満たす場合を「疑い例」とする。

- I. 発熱(37.5度以上)かつ呼吸器症状を有している。
- II. 以下の(A)、(イ)の曝露歴のいずれかを満たす。
発症から2週間以内に
(A)武漢市内を訪問した。
(イ)武漢の原因不明肺炎の患者、またはその疑いがある患者と2メートル以内での接触歴がある。

4. 武漢での原因不明の肺炎の疑い例に対する感染対策。

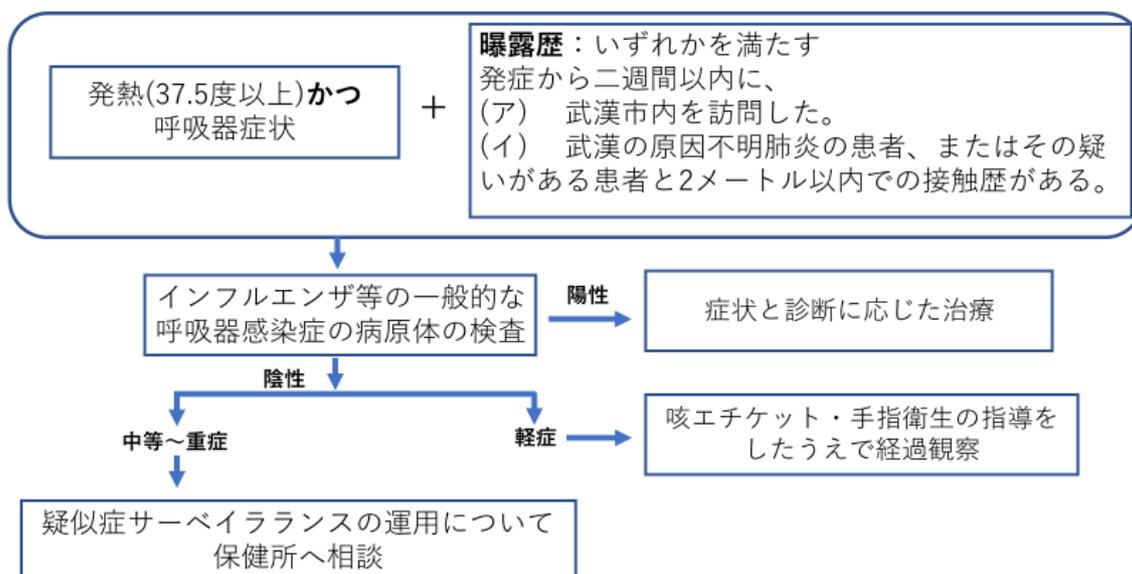
急性呼吸器感染症患者の診察時には標準予防策、つまり呼吸器症状を呈する患者本人には必ずサージカルマスクを着用させ、医療従事者は、診察する際にサージカルマ

クを含めた標準予防策を実施していることを前提とする。そのうえで、上記(ア)(イ)のいずれかの曝露歴のある患者を診察する場合、

- I. 診察室および入院病床は個室が望ましい。
- II. 患者の気道吸引、気管内挿管の処置などエアロゾル発生手技を実施する際には空気感染の可能性を考慮し N95 マスクを装着する。
- III. 患者の移動は医学的に必要な目的に限定し、移動させる場合には患者にサージカルマスクを装着させる。

5. 検査や対応の流れ (図)

まずはインフルエンザ等の一般的な呼吸器感染症の病原体による感染症を考慮し、これらについて微生物学的な検査を行う。検査の結果原因微生物が特定された場合には、検出された微生物に必要な感染防止対策を行う。上述の疑い例の定義に該当し、これらの検索で病原体が陰性である場合、軽症の場合には咳エチケット・手指衛生の指導をしたうえで経過観察。重症であり疑似症サーベイランスの対象の定義を満たした場合には、当該医療機関を所管する保健所に報告する。報告後は、「疑似症サーベイランスの運用ガイドンス (第三版)」(<https://www.niid.go.jp/niid/images/epi/PDF/gijisyo-gildeline-200110.pdf>)に基づき、評価や検体採取、検査が行われる。



参考：

1. [中華人民共和国湖北省武漢市における原因不明肺炎の発生について](#). 厚生労働省 健康局 結核感染症課.

2. [原因不明の肺炎－中国](#). 厚生労働省検疫所 FORTH
3. [武汉市卫生健康委员会关于不明原因的病毒性肺炎情况通报](#). 武汉市卫生健康委员会
4. [Pneumonia of unknown cause – China](#). World Health Organization, Disease outbreak news.